

別表十二(四)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(四) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業場の名称	1	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額	7	円	
特定施設の名称	2		当期 益 金 算 入 額	鉱害防止積立金の取戻しを した場合の益金算入額		8
				同上以外の場合による 益金算入額		9
当期準備金積立額	3	計 (8) + (9)	10			
積立 限度 額の 計算	当期中に独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構に積み 立てた鉱害防止積立金の金額	貸 借	当期準備金積立額のうち 損金算入額 (3) - (6)	11		
			期末金属鉱業等鉱害 防止準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12		
積	「11」欄 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の44第1項」※1 又は「第68条の44第6項」※2 ② 「区分番号」欄：「10191」 ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額 ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合	貸借 対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金	13			
		引 (12)	14			
		表の取崩不足額 (13) - 前期の(13))	15			
		じた差額の合計額 (6) + (15)	16			
		における差額 前期の(14))	17			

法 0301-1204